

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2026年5月27日現在

～2026年5月26日	2026年5月27日～
第1条～第43条の2（略）	第1条～第43条の2（略）
（利用に係る契約者の義務）	（利用に係る契約者の義務）
第44条 契約者は次のことを守っていただきます。	第44条 契約者は次のことを守っていただきます。
(1)～(6)（略）	(1)～(6)（略）
(7) 契約者（当社が電気通信番号を付与するサービス又は付加機能に係る者に限ります。以下、本号において同じとします。）がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、 電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号） の定めに基づき、契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。	(7) 契約者（当社が電気通信番号を付与するサービス又は付加機能に係る者に限ります。以下、本号において同じとします。）がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号） の定めに基づき、契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。
(8)（略）	(8)（略）
2～4（略）	2～4（略）
第44条の1の2～第54条（略）	第44条の1の2～第54条（略）
別記～料金表（略）	別記～料金表（略）
	附 則（令和8年5月26日 C A S企第000400009186-01号） この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。